

# 神奈川県青少年科学体験活動推進協議会規程

## (目的及び設置)

第1条 神奈川県における、青少年の科学体験活動を推進することを目的として、神奈川県青少年科学体験活動推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

## (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 科学体験活動を推進するための情報交換に関すること。
- (2) 科学体験活動を推進するための事業の連携、協力に関すること。
- (3) 青少年の科学分野における知識と創造力の育成に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を遂行するために必要な事項。

## (組織)

第3条 協議会の会員は、第1条の目的に賛同する団体等をもって組織する。

- 2 協議会の目的に賛同し、新たに入会を希望する団体等は、所定の加入申込書を会長へ提出し、会長の承認を得、会長は理事会に報告するものとする。
- 3 会員は、退会しようとするときは所定の退会届を会長へ提出するものとする。

## (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 理事 10名（会長及び副会長を含む）
- 2 会長は、神奈川県立青少年センター館長とし、協議会を代表し会務を総理する。
  - 3 副会長は、理事の中から2名を互選し、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 4 理事は会長が推薦し、理事会で承認するものとする。
  - 5 理事の任期は2年とするが、再任を妨げない。ただし、理事が欠けた場合における補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は年1回開催し、会長が招集する。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開くことができる。
- 3 会長は、総会及び理事会を招集し、その議長となる。
- 4 会長は、必要と認める時には理事会を招集することができる。
- 5 会長は急施を要する時は、総会に代わり理事会に議案を諮ることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、神奈川県立青少年センター科学部内に置く。

(雑則)

第7条 この規程に基づく協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年3月5日から施行する。

この規程は、平成22年3月5日から施行する。